

1 日常生活

- (1) 学習に励む。
- (2) 部活動等の高校生活を充実させる。
- (3) 友愛・親睦を深める。
- (4) 健全な生活を心がける。
- (5) お互いに迷惑をかけない。騒音等で近隣に迷惑をかけない。
- (6) 日課を正しく守る。
- (7) 服装
 - (ア) 寮内の服装は自由である。ただし、清潔を保つことや全裸や上半身裸で過ごすことは認めない。上履きはスリッパ又はサンダルとする。
- (8) 寮生相互の貸借
 - (ア) 寮生は相互に金銭及び物品の貸借をしてはいけない。
- (9) 施設の利用
 - (ア) 許可なく寮に工作、付設、落書き等をしてはいけない。
 - (イ) 施設、設備を丁寧に扱い、保全に努める。
- (10) 酒、タバコは厳禁とする。
- (11) 以下のものは持参厳禁とする。
 - (ア) 麻雀・花札等、高校生の遊戯として不適切なもの
 - (イ) 刃物類等の危険物。
 - (ウ) テレビ、ゲーム等の娯楽用具。
 - (エ) その他、高価なもの。

2 食事

- (1) 食事は、指定された時間内に食堂内で行う。
- (2) 食堂内の物品、食器を丁寧に扱い、保全に努める。
- (3) 原則として、食事や食器を居室に持ち込んではいない。

3 入浴

- (1) 指定された入浴時間を厳守する。
- (2) 脱衣室、浴室は清潔にし、個人の物品を放置してはいない。

4 清掃

- (1) 清掃は寮生全員で行い、整理・整頓を心がける。詳細については、別に指示する。
- (2) 居室のゴミは、分別して所定の位置に置く。
- (3) 年に3回、各学期に大掃除を行う。

5 洗濯

- (1) 洗濯機・乾燥機の使用は、原則、午後10時までとする。

6 帰省・外出

- (1) 閉寮日は、原則として、帰省しなければならない。
- (2) 外出門限は、午後7時30分とする。
- (3) 外出時は、舎監に必ず申し出る。また、帰寮後、舎監の確認を必ず受ける。

7 就寝・消灯

- (1) 消灯前に用事を済ませ、消灯後は静かにし、他人に迷惑をかけない。
- (2) 就寝時刻以降、学習等をする必要がある時は、舎監に申し出る。
- (3) 音楽機器等の音量に注意し、近隣に迷惑をかけない。

8 面会

- (1) 面会者は、保護者及び近親者のみとする。
- (2) 面会者がある時は、必ず舎監の許可を受ける。
- (3) 面会場所は、舎監が指示する。
- (4) 面会時間は、原則として午後8時までとする。

9 登・下校

- (1) 登校時間は厳守する。
- (2) 登校してから帰寮時間までは、寮に戻ってはならない。
- (3) 登校の際には、コンセントからプラグをはずす。

10 寮への出入りについて

- (1) 田島寮「日課」の時間に準じて、舎監の管理のもと寮生のみ田島寮への出入りを行う。
- (2) 門限や寮生のみ出入り等のルールを犯した場合は厳しく指導する。
- (3) 指導後の改善が見られない場合は、保護者に来寮いただき一時退寮を命ずる場合がある。

11 当番活動

- (1) 当番活動については、別に定める。
- (2) 当番は公平に全員が輪番で当たり、寮生活の円滑化を図るため責任をもって行う。

12 火気使用について

- (1) 冬季は、居室備え付けのエアコン以外の火気の使用は厳禁とする。
ただし、冬季の電気毛布（掛毛布・敷毛布）・電気あんかの就寝時の使用は認める。使用する際は、事前に寮務部に申し出て、許可を得ることとする。
- (2) アイロン等の電熱器については、取扱いに十分注意する。

13 その他の留意点

- (1) 寮運営の維持費の節減のため、無駄をなくすように努める。
- (2) 寮生以外の出入りは厳禁とする。
- (3) 異性の居室及び近辺への立ち入りは厳禁とする。
- (4) 貴重品は、原則として各自で管理し、必要に応じて寮務部教員又は担任に預ける。
- (5) 寮生心得に違反した者に対しては、指導を行う。指導措置については、寮務部会と生徒指導会及び職員会議の審議を経て、校長が決定する。
- (6) 寮外で生徒指導措置があった者に対しても、同等の指導を行う。
- (7) 寮の設備、施設、備品等を破損した場合は、弁償させるものとする。

附 則

- (1) 寮生心得は寮生が快適な寮生活を送るためのものであり、寮生全員が守るべき義務がある。
- (2) 寮生心得は、令和5年4月1日より施行する。